

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成22年7月

宇治市

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を以下のとおり定める。

2 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認申請の受付から、確認審査終了までの所要期間については原則 21 日以内を、確認済証交付までの所要期間の平均値※については概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

3 建築確認審査の迅速化のための取組み

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法

ア 確認申請書の必要書類及び記載事項について、申請前段階での申請者の自己点検による適切な申請書の作成を促し、図書等の不足による審査の手戻りや中断を予防するとともに、補正等指示の最少化を図り、その後の審査期間の短縮に努める。

イ 受付時に窓口において、申請者への計画概要の聴取等により、適用対象規定の参考となる情報を把握し、以降の審査作業の効率化に努める。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

平成 19 年国土交通省告示第 835 号による審査を当然としながら、補正等の指示については、その内容等及び関係根拠規定の明確化に努めるとともに、適宜、電子メール、ファックスなどにより速やかに行う。

(3) 審査体制の改善

建築物に係る相談業務や申請情報の入力、窓口対応等の役割分担や現場検査の実施計画を工夫し集中的な審査時間を確保するなど、効率的な審査業務に努める。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査

ア 関係機関との調整

平成 19 年国土交通省告示第 835 号による審査を当然としながら、申請者に対し

て並行審査を行うことが適当である申請書の作成について周知、指導するとともに、構造計算適合性判定又は消防同意に要する期間の短縮及び並行審査を前提とした構造計算適合性判定又は消防同意の方法等について、構造計算適合性判定機関及び各所管消防との連絡調整を密にするよう努める。

イ 構造計算適合性判定との並行審査について

並行審査が可能か否かの審査を迅速に行い、可能と判断できる場合は直ちに、構造計算適合性判定機関に事前通知書を送付する。

＜並行審査が可能か否かの判断基準＞

意匠審査・整合性審査	構造に係る整合性審査
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書間の整合性 (意匠図、構造図、設備図等) ・ 集団規定の適合性 ・ 防火避難規定の適合性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書間の整合性 (構造図と構造計算書) ・ 構造計算方針と構造計算書の整合性

なお、不整合等が多数ある申請書等については、審査の手戻りやかえって審査期間の長期化が懸念されるため、従来どおり直列型の審査を実施する。

ウ 構造計算適合性判定に係る事前相談の普及

申請者に対し、財団法人日本建築総合試験所が実施する「構造計算適合性判定に係る事前相談」の普及を図り、申請前段階での課題の整理を促す。

エ 消防同意との並行審査について

並行審査が可能か否かの審査を迅速に行い、可能と判断できる場合は直ちに消防同意を依頼する。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換

京都府内の建築関係団体、特定行政庁並びに京都府内に事務所を置く指定確認検査機関及び京都府内で相当数を処理する指定確認検査機関を対象参加団体とした会議連絡協議会に参加し、確認審査上の意見の捕捉、運用統一、情報共有を図る。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組み

ア 従前から行っている申請や個別規定の運用等に係る相談について、運用改善の視点を踏まえ引き続き対応し、申請時の錯誤等の減少に努める。

イ 申請者に対し、建築行政共用データベースによる申請を推奨し、電子入力手間の削減に協力を求め、当該協力に対応された申請者に対してはさらなる処分の迅速化に配慮する。

ウ 補正等については、その内容及び根拠を明らかにした上で速やかに申請者へ通知することにより、円滑な補正を促し審査の迅速化を図る。

なお、補正等の対応が不十分なものや法適合判定ができないもの等については、速やかに法第 6 条第 13 項の規定による通知を行う。

エ 担当毎に処理件数の多寡や偏りが生じた場合は、担当区分に関わらず、審査担

当を平準化し、処理の停滞の防止を図る。

オ 確認済証交付後の申請内容の変更に対しては、規則第3条の2を適切に運用し、計画変更申請に係る申請者、審査者の負担軽減に努める。

カ 意匠、設備や構造など各分野毎に設計者が異なる申請については、審査中の質疑や補正等について、各設計者毎の対応の不整合を防止するため、各設計者間の相互調整や対応の一元化を指導する。

4 建築確認の審査過程のマネジメント

(1) 物件毎の進捗管理

建築主事は、申請書の受理及び処理状況を把握し、必要に応じ、担当者への指導、調整を行い審査の停滞を防止する。

(2) 各特定行政庁及び指定確認検査機関における HP 等、一般からの苦情を受け付ける窓口の設定

建築基準法に係る相談対応の一環として従前のおり対応し、市のホームページ等により窓口の周知を図る。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

相談、問い合わせ等については、その内容及び対応結果等を蓄積し、各審査者間で共有、閲覧できるように努める。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

ア 市の審査担当職員向け

次に掲げる事項を基本とし、審査知識の速やかな向上及び定着に配慮する。

- ・ 建築主事等による実務研修の実施
- ・ 国土交通大学校、近畿行政会議等の研修受研促進

イ 指定確認検査機関向け

立入検査等により、必要に応じ、個別に指導等を行う。

ウ 構造計算適合性判定機関向け

構造計算適合性判定機関の判定員に対し、構造計算適合性判定は法令の適合性判断の一環であることを踏まえ、補正等の指示に当たっては、申請者に対し、補正等の対象となる具体箇所、内容及びその根拠となる建築基準関係規定（どの規定の適合性判定の上で必要な指摘か）を明確にした上で通知するよう指導する。

なお、建築主事に対して行う、申請者への補正等の指示内容の情報提供等においても同様とする。

また、判定・指摘等事例の蓄積、分析により、指摘等のバラツキの防止を図る。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

建築基準関係規定上の運用解釈について、審査者が会議等において審査事例等の情報交換を図り、差異の発生を防止するとともに、一定の整理が図られたものについては申請者への情報提供に努める。